

自治体限定公開版

認可外保育施設指導監督

みんなは どうしてる？

▶▶▶ こんな悩みに役立ちます



改善勧告のタイミングに悩む…



立入調査、効率的に回りたい、
でも質は落とせない！



業務が多忙… 巡回支援指導員の
活用も考えられる？



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

はじめに

本資料について

本資料は、主として地方自治体が実施する、認可外保育施設への指導監督の質を向上することを目的として作成した事例集となっております。

- 事例集は、全国の地方自治体の中で、認可外保育施設への指導監督に対する方針や実績等において参考となる事例について、実際のインタビュー内容を基に整理を行ったものです。
- 特に、「立入調査の実施について」「改善勧告等の措置発出について」「巡回支援指導事業について」に着目をして記載をした後、具体的に改善勧告等を発出した個別事例についてその詳細についても紹介しております。
- 本事例集は、地方自治体の職員様に日々の業務の参考にしていただくために作成をしたものです。「II.改善勧告等の措置発出について」及び「IV.ご参考:改善勧告等を発出した個別事例紹介」については、個別の認可外保育施設の方に情報が開示されてしまうと、適切な指導監督に支障をきたす恐れがあるため、厚生労働省のHPの公表版からは記載を削除しております。そのため、この[自治体公開限定版については、各地方自治体の認可外保育施設の指導監督の担当職員以外の方への配付・提示等のご遠慮ください。](#)

目次

I.認可外保育施設への立入調査について

1.立入調査実施における工夫	P4
① 都道府県内・市町村内での業務量の平準化	
②巡回支援指導員の活用	
③立入調査実施施設の優先順位付け	
④情報収集手段の工夫	
⑤職員によるバラツキの軽減	
⑥立入調査実施におけるその他工夫	
2.新型コロナウイルス影響下における工夫	P10
・書面調査への切り替え・立入調査は優先順位を付けて実施	
・書面調査における工夫①:写真での施設確認	
・書面調査における工夫②:業務の役割分担の見直し	
・保育施設以外の場所での指導	
・メールを利用した迅速な通知	

II.改善勧告等の措置発出について

1. 改善勧告等の措置発出判断のポイント	p12
①「改善勧告」を判断する際のポイント	
②「公表」を判断する際のポイント	
③「事業停止命令」を判断する際のポイント	
2. 事実認定を適切に行うための工夫	p15
・事前通告なしの特別立入調査	
・保育施設が所在する市町村の協力による事実確認	
・保護者へのヒアリング	
・関係者からの情報収集	
・虐待が疑われる際の動画確認	
3. 措置発出前の各関連機関とのコミュニケーション	p17
①自治体内での意思決定・他部局との連携	
②他自治体や外部機関との連携	
③利用児童の保護者とのコミュニケーション	
4.改善勧告等の措置発出後の対応・取組	p20
・保育士等の職員配置基準違反の保育施設に対し、サポート保育従事者の紹介	
・定期的な訪問の実施	
・自治体内での事例共有	

目次

III.巡回支援指導事業について

1.巡回支援指導事業の実施状況		p21
2.巡回支援指導員配置の効果		p23
①改善・指摘事項の大幅改善		
②保育施設との信頼関係の構築		
③自治体職員の業務負担軽減		
④その他巡回支援指導員を配置することの効果やメリット		
3.巡回支援指導等の工夫・ポイント		p31
・毎年前年度の分析をし、重要指導事項を定める		
・保育施設に寄り添った具体的な指導・助言		
・巡回支援指導事業を外部事業者へ委託し、全件ではなく優先順位をつけて実施		
・巡回支援指導後のアンケート実施		
・保育施設に寄り添ったわかりやすい情報発信		

IV.ご参考:改善勧告等を発出した個別事例紹介

1.改善勧告の事例		p36
2.公表の事例		p38
3.事業停止命令の事例		p40

認可外保育施設への立入調査について

1.立入調査実施における工夫

①都道府県内・市町村内での業務量の平準化 ～県と市町村/市と区の連携(権限移譲)による体制確保～

児童福祉法上の認可外保育施設の指導監督権限を有している都道府県や市の主な担当部署だけでは、認可外保育施設への指導・監督の十分な体制を確保できない場合がある。同じ都道府県内の他の部署と連携をしたり、都道府県内の市町村や市内の区に権限移譲したりすることによって、体制を確保している事例がある。

ポイント

- 単に業務を任せたり、権限移譲したりするだけでなく、やり方を丁寧に説明したり、保育の専門知識がある職員が立入調査に同行し、指導監督の質についてしっかりサポート



茨城県

市町村への権限移譲

茨城県では基本的には1名の一般職員と3名の巡回支援指導員（会計年度任用職員等の非常勤職員）が認可外保育施設に関する業務を実施しているが、県職員だけで全施設への立入調査を実施するにはリソースの限界があるため、**積極的に市町村に権限移譲をし**、県内で立入調査の業務を平準化することで、毎年全施設への立入調査ができるようにしている。

その際、立入調査の権限を移譲して完全に市町村に任せきりにするのではなく、**毎年各市町村から、県職員に立入調査に同行してもらいたい施設を2施設程度選定してもらい、県の巡回支援指導員がそれらの立入調査に同行し、市町村に対して立入調査の助言を行っている。これにより、市町村に権限移譲をしつつも、県内で統一した基準による指導・監査が可能**になっている。さらに、立入調査のスケジュールの組み方や立入調査当日の職員の業務分担、チェックリストの紹介など、**他市町村が実施している工夫・好事例を共有**することができる。



横浜市

区役所との連携

横浜市内の18か所の区役所と連携することによって、市内で立入調査の業務負担を平準化し、市内全施設の立入調査ができるように努めている。立入調査は基本的に3名体制で実施している。**保育に関する調査事項は公立保育所園長OBであり、現場知識や経験を有する市の職員が担当し、その他項目は区の事務職員2名が担当する分担**とすることで、保育に関する調査事項であっても知識や経験を有する人から適切な指導ができるようにしている。



千葉県

県の子育て支援課と健康福祉センター監査指導課とが連携

保育所等の通常の指導及び監査については健康福祉センター監査指導課が行うこととなっており、基本的には**県内5か所にある健康福祉センター監査指導課が保育施設とやりとりをし、立入調査を実施**している。

文書指導などを繰り返し、**改善が見られない場合は子育て支援課に報告があり、子育て支援課が過去の指導状況や苦情・事故の有無などを確認し、特別立入調査を実施するか判断**をしている。

認可外保育施設への立入調査について

1.立入調査実施における工夫

②巡回支援指導員の活用

～一般職員との役割分担で、より専門的な指導・助言を可能に～

保育の専門的な知識や経験を有する巡回支援指導員が立入調査に同行し、保育に関する調査事項について担当することによって、より専門的な観点から指導・監督し、具体的な助言をできるようにしている事例がある。立入調査に専門的な知識や経験を持つ巡回支援指導員が同行することで、一般職員には難しい専門的な視点の助言や指導を行うことができる。

ポイント

- 保育に関する立入調査事項は保育の専門的な知識・経験を有する巡回支援指導員が担当
- 立入調査後も巡回支援指導員が巡回指導をする中でフォロー
- 分担することによって一般職員の負荷を軽減しながら、保育施設に対してはより専門的な視点の助言や指導を可能に

横浜市

横浜市内の18か所の区役所と連携し、立入調査を実施。立入調査は基本的に3名体制で、**保育に関する部分は公立保育所園長OBであり知識や経験を有する市の巡回支援指導員が担当**し、その他項目は区の事務職員2名が担当する分担としている。

茨城県

県管轄の立入調査は原則として、**福祉施設の監査を担当する部署の一般職員2名と認可保育園勤務経験者である巡回支援指導員2名の計4名で実施**している。また、権限移譲した市町村の立入調査にも県の巡回支援指導員が同行することで、市町村職員への立入調査のやり方の助言や、保育施設への適切な指導・助言ができるようになる。

さいたま市

立入調査に関しては、**一般職員と認可保育園長経験者の巡回支援指導員がペアになりチームを組成**している。また、立入調査で指導をした施設には継続的に施設に出向き、フォローアップを実施している。具体的には立入調査で指導をした施設には後日改善報告書を提出してもらうこととし、改善が見られない場合や、資料が提出されない場合は、2ヶ月に1度一般職員と巡回支援指導員が共同で継続的に現地を視察し、状況を確認・指導をしている。

また、改善報告書で改善が見られる場合、**巡回支援指導員が実施している抜き打ちの午睡調査で施設を訪問する際に改善状況を確認**している。

認可外保育施設への立入調査について

1.立入調査実施における工夫

③立入調査実施施設の優先順位付け

全施設に対して毎年1回立入調査を実施することが望ましいが、体制面上どうしても全件調査が難しい実態がある場合に、優先順位の考え方を実施要領で定め、優先順位に従って立入調査を実施している事例がある。

ポイント

- 立入調査実施の優先順位の考え方を実施要領で定めている
- 優良施設に対しては2年に1回の立入調査としつつ、書面による調査は毎年全施設に対して実施。立入調査は優先順位が高い施設から実施



千葉県

実施要領に立入調査の優先順位の考え方を規定

原則全施設に対して立入調査を実施することが望ましいことは理解した上で、体制面上どうしても全件調査が難しい実態があり、**立入調査実施の優先順位の考え方を実施要領で定めている**。立入調査の実施に係る事項については、実施要領において規定しているが、立入調査は年1回以上行うことを原則としつつも、実態を勘案し、当該実施要領において、通常の立入調査の特例として、指導監督基準を満たし、運営上問題となる事由が認められない施設については、**2年に1回の頻度で、立入調査を実施**することとしている。

優先的に実施する施設

- 新規に設立された施設
- 前年度までに指導を行った施設
- 利用者や職員から苦情が出ている施設

書面による調査

全施設に対して書面による調査を実施し、実施方法は県の実施要領で定め、**調書の内容は別途定めるとしたうえで、毎年内容を見直し**している。

認可外保育施設への立入調査について

1.立入調査実施における工夫

④情報収集手段の工夫 ～書面や写真でのコミュニケーションの活用～

自治体側の人員リソースに限りがある中で、書面や写真などを活用することによって、保育施設の状況をより把握できるようにしている事例がある。

ポイント

- 立入調査の前に調書を提出してもらい、施設の状況をあらかじめ確認
- 立入調査での指摘事項の改善状況は、書面の回答に加え写真などにより確認



千葉県

立入調査の事前調書確認

全施設に対して書面による調査を実施。実施方法は県の実施要領で定め、調書の内容は別途定めるとしたうえで、毎年内容を見直している。

立入調査にあたっては、保育施設から事前に調書を提出してもらうこととしており、書面による調査においても同一の調書を活用している。**調書は各施設が県のHPからダウンロードができる**ようにしている。



佐賀県

立入調査後の書面による改善状況の確認

立入調査で指摘があった項目について、保育施設から書面で改善状況の回答を提出してもらうようにしている。指摘項目が書類の整備、施設の状況などに関する場合は、**併せて証拠となる資料（書類のコピー）や写真（施設の状況がわかるもの）等を提出してもらう**ことで確認している。さらに情報が不足している場合は、**電話で保育施設に対応内容の聞き取りを行う**など、改善状況を丁寧に確認している。

認可外保育施設への立入調査について

1.立入調査実施における工夫

⑤職員によるバラツキの軽減 ～立入調査を実施する職員のレベルアップ～

管掌内で全施設に対して同じような基準で指導・監督ができるように、立入調査を実施する職員の教育を行っている事例がある。

具体的な取組例

- 年度当初の立入調査に係る新任説明会
 - ・ 過去改善勧告等措置を発出した事例紹介
 - ・ 市町村での指摘事項/好事例などの共有
- マニュアル作成・配布
 - ・ 職員用の立入調査のやり方に関する内容
 - ・ 巡回支援指導実施要領、認可外関係例規集、各種ガイドライン、施設で使用する帳票様式集等の知っておくべき事項
- 経験者と新任者が一緒に立入調査に行く実地研修



横浜市

区役所への説明会

横浜市の事務分担では、改善勧告、公表は区業務、業務停止命令以降の重い処分は市の本庁業務となっている。過去に改善勧告を発出した経験がない区が多く、業務のやり方がわからなかったり、また、業務繁忙期と重なると改善勧告の発出が難しかったりする場合がある。そのため、横浜市は、年1回運営指導の説明会を実施し、過去事例の共有などを通じて、区職員の知識習得につなげている。



茨城県

権限移譲した市町村への助言・サポート

立入調査の権限を移譲して完全に市町村に任せきりにするのではなく、毎年各市町村に対して県に立入調査に同行してもらいたい施設を2施設程度選定してもらい、県の巡回支援指導員がそれらの立入調査に同行し、市町村に対して立入調査のやり方の助言を行っている。また、県の巡回支援指導員が各市町村の立入調査に同行しサポートを行うことによって、市町村に権限移譲をしつつも、県内で統一した基準による指導・監査が可能になっている。さらに、立入調査のスケジュールの組み方や立入調査当日の職員の業務分担、チェックリストの紹介など、他市町村が実施している工夫・好事例を共有することができている。

認可外保育施設への立入調査について

1.立入調査実施における工夫

⑥立入調査実施におけるその他工夫

その他、各自治体が立入調査に関して実施している工夫を下記で紹介する

▶▶▶ 新規に設立された施設への新規施設確認

- ◆ 新規に設立された施設には、開所後の新規施設確認時に、施設の確認を行うとともに、立入調査で指導となりやすい項目等について、丁寧に説明し、開所してからすぐに保育施設が改善をできるようにしている。
- ◆ 新規に設立された施設には開所後半年後以降に立入調査を実施しているため、開所後から立入調査までの間にも事故等が起きないように予防する効果や、立入調査で指導項目が多くならないようにする効果がある。

さいたま市

▶▶▶ 立入調査カードの活用

- ◆ 立入調査では、県独自で作成した立入調査カード（Excelの帳票）を使用している。
- ◆ 立入調査カードは、国の指導監督基準に基づき指導項目が整理されており、立入調査後は速やかに評価結果を記入し、翌日中には他施設の立入調査に従事する監査担当職員や課内で供覧し、結果報告と情報共有が行える。

佐賀県

▶▶▶ 居宅訪問型施設の書面調査の電子申請化

- ◆ 居宅訪問型施設の書面調査の際に、居宅訪問型施設のセルフチェックシートを電子申請システムで申請できるようにしたことで、紙の書類の管理がなくなり、市がデータを管理しやすくしている。
- ◆ もともと市が持っている電子申請システムを活用することで、新たにシステム開発のコストをかけず、チェックシートの質問項目などをとりまとめ、システムに反映することによってシステム化への移行を迅速に行うことができた。

横浜市

認可外保育施設への立入調査について

2. 新型コロナウイルス影響下における工夫

新型コロナウイルス影響下においては、新型コロナウイルスのまん延防止等重点措置及び緊急事態宣言が発出されたり、指導・監督対象の保育施設で新型コロナウイルス感染症の陽性者が出たりなど、例年とはかなり状況が異なる中で、各自治体が実施した工夫を下記で紹介する。

なお、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室は「認可外保育施設に対する指導監督の徹底について（子少発0806 第1号 令和3年8月6日）」（参考資料）において、下記のように発出している。

「新型コロナウイルス感染症の影響により例年同様の指導監督が困難な場合、やむを得ず、**前回の立入調査の結果や立入調査の際必要な項目についてあらかじめ自主点検表を提出させその内容等を考慮するなどして、対象施設を絞って重点的に指導監督を行ったり**、施設長等に来庁を依頼しヒアリングを行ったりする等の対応を実施することも可能ですので申し添えます。」

参考資料：「認可外保育施設に対する指導監督の徹底について」（子少発0806 第1号 令和3年8月6日）

子少発 0806 第1号
令和3年8月6日

各 都道府県 児童福祉主管部（局）長 殿
市区町村

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室長
（ 公 印 省 略 ）

認可外保育施設に対する指導監督の徹底について

保育行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

認可外保育施設に対する指導監督については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき実施いただいております。同通知では、

- ・ 届出対象施設については、年1回以上行うことを原則とすること、
- ・ ベビーホテルについては、必ず、年1回以上の立入調査を行うこと、
- ・ 認可外の居宅訪問型保育事業については、立入調査に代えて集団指導を年1回以上行うこと

と定めています。

保育施設の保育内容や保育環境が適切に確保されるためには、各自治体が保育の現場に立ち入ることが重要です。

今般、「令和元年度認可外保育施設の現況取りまとめ」により令和2年3月31日現在の立入調査の状況を把握したところ、いくつかの自治体においては、立入調査の実施率が低い又は実施していない自治体が見受けられました。（別添1参照）

立入調査の実施率が低い自治体をはじめ、各自治体におかれましては、認可外保育施設における保育の質の確保・向上のため、貴管内の市区町村との連携や厚生労働省が実施する巡回支援指導員事業（別添2参照）を積極的に活用いただくなど、立入調査による指導監督の徹底をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により例年同様の指導監督が困難な場合、やむを得ず、前回の立入調査の結果や立入調査の際必要な項目についてあらかじめ自主点検表を提出させその内容等を考慮するなどして、対象施設を絞って重点的に指導監督を行ったり、施設長等に来庁を依頼しヒアリングを行ったりする等の対応を実施することも可能ですので申し添えます。

（参考）

○「令和元年度認可外保育施設現況取りまとめ」（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000159036_00006.html

認可外保育施設への立入調査について

2. 新型コロナウイルス影響下における工夫

▶▶▶ 書面調査への切り替え・立入調査は優先順位を付けて実施

- ◆ 原則として、毎年全施設の立入調査を実施する方針としている自治体でも、新型コロナウイルス影響下では、全施設に対して立入調査を実施することが難しいため、代わりに書面による調査を実施した。
- ◆ また、書面調査を基本としつつも、自治体内で優先的に立入調査を実施する保育施設を定め、特に指導・監督が必要な保育施設に重点を置いて立入調査を実施した。

優先順位の考え方例

～各自治体が優先的に立入調査を実施した施設～

佐賀県

- 新規に設立された施設
- 巡回支援指導を実施していない施設 等

横浜市

- ベビーホテル（年1回の立入が必須とされているため）
- 前年度文書指導を実施した施設（改善を確認した施設も含む）
- 新規に設立された施設で立入調査が未実施の施設
- その他区で立入が必要と判断した施設
（保護者や内部職員から苦情が入って特別立入調査を実施した施設、立入調査等で保育内容が不適切な可能性があるかと判断した施設など）等

さいたま市

- 新規に設立された施設
- 昨年度文書指導を行った施設
- 昨年度立入調査未実施の施設
- 昨年度口頭指導を行った施設 等

茨城県

- ベビーホテル
- 新規に設立された施設
- 過去に文書指導をしていて認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書を交付していない施設 等

認可外保育施設への立入調査について

2. 新型コロナウイルス影響下における工夫

▶▶▶ 書面調査における工夫①：写真での施設確認

- ◆ 現地での立入調査が実施できない場合に書面による調査を実施しているが、認可外保育施設からの提出調書だけでは実態が判断できない項目がある。
- ◆ 特に新規に設立された施設に関しては、十分な設備を保有しているかなどについて、調書のみで確認することは難しく、電話等での聞き取りの他に、施設内の写真を撮影して提出してもらうことで確認している。

千葉県

▶▶▶ 書面調査における工夫②：業務の役割分担の見直し

- ◆ 横浜市では、認可外保育施設の指導監督を区と連携して実施しており、書面調査については、本来区が担当する業務である。しかし、新型コロナウイルスの陽性者が発生した保育施設の対応など、区の業務のひっ迫に伴い、市が業務を引き取って書面調査を行い、指導が必要な施設への指導は区が行うという役割分担を行った。
- ◆ 実地の立入調査ができなくなった分、立入調査を担当していた市の職員を書面調査のリソースに充てることで業務を回すことができた。
- ◆ 通常は立入調査の結果を区が入力し、市の本庁がとりまとめて国に提出する流れとなっているが、区の業務軽減のために、極力、市の本庁が入力したのちに区が確認をするようにした。
- ◆ 書面調査の評価は市の本庁が担当し、評価の結果や内容を保育施設に通知するのは区の業務としたが、区の転記作業を削減するために、エクセルを修正した。

横浜市

▶▶▶ 保育施設以外の場所での指導

- ◆ 巡回支援指導は基本的に、全施設において対面で実施している。
- ◆ しかし、新型コロナウイルス影響下において、病院内の保育施設等、新型コロナウイルスへの対策に特に気を遣っている施設に対しては、希望に応じて近くの事務所など、指導会場を保育施設以外で行っている。

佐賀県

▶▶▶ メールを利用した迅速な通知

- ◆ 認可外保育施設への周知は、従来横浜市から直接ではなく、区を経由して行っていたが、新型コロナウイルスに関する通知など、迅速に通知しなければならない内容が増えたことを受けて令和4年2月より、横浜市が各施設のメールアドレスを管理するようにし、郵送ではなくメールでの通知に変更した。
- ◆ その結果、園の運営に関する通知等を迅速に周知できるようになり、区の業務負担軽減につながった。

横浜市

改善勧告等の措置発出について

1.改善勧告等の措置発出判断のポイント

改善勧告等の措置を発出する際に何をポイントに判断を行っているか、ヒアリングを実施した結果をご紹介します。

改善勧告等措置への基本的な考え方

今回ヒアリングをする中で、立入調査やその後のフォローアップ、巡回支援指導など、複数回指導する中で、指摘・改善事項があった保育施設は改善をしている場合がほとんどであるという声が多かった。

一方で複数回指導を行っても全く改善が見られない施設や、事前通告なしの特別立入調査で児童の安全や身体生命に関わる重大な違反があることが発覚した際は、迅速に改善勧告等の行政処分を検討・発出する必要がある。

アンケートでは、利用児童の受入先確保を懸念して、改善勧告等の行政処分をためらってしまうという声もあったが、子どもに危険が及ぶ可能性がある事案が発覚した際には行政処分を躊躇することではなく、子どもの安全を第一に考えているとヒアリングで回答した自治体もあった。

ヒアリングを行った結果、改善勧告等の発出に関して、規定された具体的な基準やマニュアルがある自治体はなく、自治体として国通知「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」及び、過去の改善勧告事例をもとに個別案件ごとに判断しているというのが実態であった。

とはいえ、
複数の改善勧告等の事例や自治体の考え方をヒアリングする中で、
共通して浮かび上がってくる観点や判断のポイントがあったため、
改善勧告等の措置を発出するにあたって参考にさせていただきたく、ご紹介する

改善勧告等の措置発出について

1.改善勧告等の措置発出判断のポイント

具体的な判断のポイント

①「改善勧告」を判断する際のポイント

複数回文書指導を行っているにもかかわらず、改善していない

- 運営状況報告の提出がない
- 何度指導しても、改善に向けた対応が見られない
- 過去の立入調査と比較して状況が悪化している 等

児童の安全や身体生命に関わる重大な違反がある

- 保育従事者が1名で基準を超えた複数名の乳幼児・児童を保育している
- 怪我が発生するような安全対策の不備が放置されている
- 虐待が行われている
- その他児童の安全が危ぶまれるなど迅速な指導が必要な場合 等

今後も改善の見込みがない/施設側に改善の意思が見られない

- 文書指導について回答がない
- 何も具体的なアクションをとっていない
- 自治体に対して非協力的な態度を見せる 等

（例）保育従事者不足に関して改善の意向の有無を判断する要素

保育従事者不足を指導した際に、新規に保育従事者を募集したり、保育従事者の人数に併せて預かりを縮小したりするなどの対応を取っているかなど

②「公表」を判断する際のポイント

改善勧告後、指摘・改善事項が改善されていない

- 1 か月後の回答期限までに当該施設から改善状況の回答がない
- 改善勧告に従わず、児童の福祉に不適当な保育が継続している 等

子どもの安全面に関わるような違反が継続しており、利用者保護の観点から注意喚起をする必要がある

- 虐待や怪我など子どもの身体生命に直接関わるような問題がある施設
- 夜間に保育従事者1名で複数の乳幼児を保育しているという重大な違反がある施設 等

改善勧告等の措置発出について

1.改善勧告等の措置発出判断のポイント

具体的な判断のポイント

③「事業停止命令」を判断する際のポイント

公表後、指摘・改善事項が改善されていない

- 一部の改善が見られたとしても、保育従事者不足や、夜間の保育体制の改善が見られないなど、重大な違反が継続している 等

施設側に改善の意思が見られない/
悪質な行為が見られる

- 改善のための具体的な行動をしていない
(保育従事者不足の場合に新規に従業員を募集する等)
- 証拠の改ざんをする、虚偽の報告や改善していないのに改善したように振る舞う
- 調査に非協力的で立入調査を拒む 等

参考：改善勧告等の措置を発出した個別事例紹介

各自治体のヒアリングや、過去に改善勧告等を出した事例をもとに、改善勧告・公表・事業停止命令の判断のポイントについて上記でまとめた。

改善勧告等の発出にあたり、**時系列でどのような判断や手続きを実施したかについては、本事例集「IV.ご参考：改善勧告等を出した個別事例紹介」に掲載されている下記3つの事例もご確認ください。**

<事例概要>

◆ 改善勧告の事例

- 保護者からの通報を受け、事前通告なしの特別立入調査を行った結果、複数児童に対し保育従事者が1名しかいない状況を確認。
- 特別立入調査の翌日に改善勧告を発出。
- 改善勧告発出後、当該施設に対して、自治体からサポート保育従事者の紹介を行った。また、職員の採用活動の進捗確認を実施。

◆ 公表の事例

- 預かり児童の怪我に係る苦情が寄せられ、当日通告により、特別立入調査を実施。
- 当該施設はこれまで複数年にわたり指導を行ってきたが、児童の安全や身体生命に関わるような重大な問題について、今後改善が見込めないと判断した。
- 改善勧告後も改善が見られず、公表措置に至った。

◆ 事業停止命令の事例

- 立入調査により多数の項目の文書指導を行った後も、改善に向けた対応が全く見られず、より強い指導が必要であると判断した。
- 特に夜間に保育従事者1名で複数の乳幼児の保育をしている状況が危険であった。
- 改善勧告後及び公表後も事前通告なしの特別立入調査で保育従事者不足や、夜間の保育体制の改善が見られず、事業停止命令に至った。

改善勧告等の措置発出について

2. 事実認定を適切に行うための工夫

保育施設設置者が協力的でない場合や、虐待などが問題になっている場合など、改善勧告等の発出に向けた事実認定を行うことが難しい実態がある。事実認定に向けて、各自治体が実施している工夫を下記で紹介する。

▶▶▶ 事前通告なしの特別立入調査

- ◆ 下記のような場合は、事前通告なしでの特別立入調査を実施する。
- ◆ 特別立入調査では、全般的にチェックを行う通常の立入調査とは違い、問題となっている内容にポイントを絞って調査を行うことが多い。例えば児童が怪我をしたという苦情があった場合、怪我の発生状況や施設の安全に関わる状況のチェックなどを行う。
- ◆ 市町村に権限移譲をした施設に行政処分をする場合、文書指導・改善勧告までは市町村、公表・施設閉鎖命令・事業停止命令は県の担当となっている。担当は分かれているが、改善勧告を発出するまでの事実認定のための特別立入調査の内容は、公表以降の措置の根拠にもなることから、事前通告なしでの特別立入調査は、県と市が協力し実施する。

事前通告なしの特別立入調査の実施を検討するケース

- 子どもの安全に関わる苦情が入った場合
- 保育士等の職員配置基準等の重大な違反を指摘し、期限までに改善状況報告書が提出されない場合
- 複数年にわたり指導しても改善が見られない場合

▶▶▶ 保育施設が所在する市町村の協力による事実確認

- ◆ 県が広く、県職員が問題のある施設の状況を現地で頻繁に確認することが難しい場合でも、保育施設が所在する市町村と連携を図ることで事実認定をしやすくしている。
- ◆ 例えば、夜間の保育状況について、県職員ではなく市役所職員が施設の敷地外から目視で確認し、営業実態を確認したうえで、事前通告なしでの特別立入調査を実施したケースがある

改善勧告等の措置発出について

2. 事実認定を適切に行うための工夫

▶▶▶ 保護者へのヒアリング

- ◆ 利用児童の保護者からの苦情により特別立入調査を実施するケースが多く、その場合は改善勧告等に向けた事実認定を確実に行うため、**事前に当該保護者に事情を確認し、保育施設の特別立入調査を実施したあと、その保護者に再度連絡をし、事実関係の確認を行う**ようにしている。

▶▶▶ 関係者からの情報収集

- ◆ 改善勧告等の措置を発出するための事実認定のプロセスにおいて、問題のある保育施設の設置者や保育従事者が県や市町村に協力的ではない態度を取ったり、故意に証拠を隠したりするなど悪質な行動に出ることがある。
- ◆ その場合は、現地での証拠集め・事実認定が困難になる場合があるが、**問題のある施設の利用者や施設周辺の店舗から情報を得られる**場合がある。

▶▶▶ 虐待が疑われる際の動画確認

- ◆ 虐待等は保護者も実態を把握していないことが多く、内部告発から発覚することが多い。「しつけ」と称して虐待が行われていることもあり得るため、**口頭での確認ではなく客観的な証拠の獲得が重要**になる。**保育施設に設置されている防犯ビデオの動画や、内部告発者がスマートフォンで撮影した動画を確認**することがある。

改善勧告等の措置発出について

3.措置発出前の各関連機関とのコミュニケーション

①自治体内での意思決定・他部局との連携

改善勧告等を発出するにあたって、自治体内でどのような手続きが行われたか、事例を紹介する。

▶▶▶ 自治体内の意思決定者について

- ◆ 改善勧告を実施するかどうかの実務的な意思決定は課長が行い、知事まで報告をする。
- ◆ 公表を行う時点で、改善が見られなければ事業停止または施設閉鎖命令を行うとの方針を固め、児童福祉法に基づき児童福祉審議会の意見を仰いだところ事業停止が適当との答申があったことから事業停止命令を行った事例がある。

▶▶▶ 法令担当部局との連携、法律事務所や弁護士への相談

- ◆ 公表や事業停止命令を発出する際には、自治体内の法令担当部局に確認をしたり、自治体の顧問弁護士に相談したりするなど、法律的な観点で不備や問題がないかどうかを確認しながら手続きを進めた。
- ◆ 立入調査を行った当日のうちに、庁内での調整を行い、翌日には改善勧告を発出した事例では、通常は改善勧告に対する改善状況報告の回答期限を1ヶ月以内とするが、本件は子どもの安全に係る緊急性の高い案件であったため、回答期限を早めることを検討した。本事例でも、法律上問題がないのかの判断が必要であったため、県が契約をしている法律事務所にも相談を行い、判断を仰いだ。

改善勧告等の措置発出について

3.措置発出前の各関連機関とのコミュニケーション

②他自治体や外部機関との連携

改善勧告等を発出するにあたって、他自治体や外部機関とどのような連携をしたか、事例を紹介する。

▶▶▶ 改善勧告時に市町村へ連携、立入調査を合同で実施

- ◆ 都道府県が改善勧告等を発出する場合、保育施設が所在する市町村に対して事前に通知する。また情報共有の観点から、市町村職員が都道府県の特別立入調査に立ち会う場合もある。
- ◆ 都道府県が市町村に権限移譲し、改善勧告・公表・施設閉鎖命令・事業停止命令について分担をしている場合も、改善勧告を発出するまでの事実認定のための特別立入調査の内容は、公表以降の措置の根拠にもなることから、事前通告なしでの特別立入調査は、都道府県と市町村が協力し実施している事例がある。また、改善勧告の発出に際しても県と市町村で事前にすり合わせを丁寧に行っている。

▶▶▶ 利用児童の受入調整は、より柔軟な調整が可能な市町村の担当部署に連携・委任

- ◆ 改善勧告を発出する際には、利用者の保護者や児童への対応は特に発生しないこともあるが、改善勧告後も改善が見られない場合、公表や施設閉鎖命令・事業停止命令の処分になる可能性があることや、その場合は、児童の受入先の調整を依頼したい旨を市町村に事前に伝え、連携を図っている事例がある。
- ◆ 公表や事業停止命令を発出する際には、利用児童居住地の児童福祉担当部署に勧告に従わなかった旨の公表の実施及び今後事業停止命令等を行う可能性について情報提供を行い、保護者から転園など児童の今後の処遇について相談があると思う旨を伝え、対応を依頼している。

▶▶▶ 警察との連携

- ◆ 当該施設が事業停止命令後も営業をし続ける可能性があると判断したため、児童福祉法に定められている罰則適用の可能性も視野に、事業停止命令を発出する前に警察に相談をした自治体の事例がある。
- ◆ また、本事例では、事業停止命令を手交する際に警察に同席してもらうことで、施設設置者に事態の深刻さが伝わったようで、これまで非協力的であった施設設置者の態度が変わるということがあった。警察との連携は有効な手段の一つと言える。

改善勧告等の措置発出について

3.措置発出前の各関連機関とのコミュニケーション

③利用児童の保護者とのコミュニケーション

改善勧告等を発出するにあたって、対象となる施設の利用児童の保護者とどのようにコミュニケーションをとったか、事例を紹介する。

▶▶ 公表・事業停止命令を発出する際に保護者へ通知

- ◆ 改善勧告を発出する際は特に保護者への通知を行わない場合もあるが、**公表や事業停止命令を発出する際には、児童福祉法に基づく行政処分を実施したことを利用児童の保護者に通知する必要がある。**
- ◆ 保護者への通知を書面で実施した事例では、利用者が転園の相談やその他問い合わせをスムーズに行えるよう、**都道府県と市町村の担当部署の連絡先をそれぞれ記載**した。また、本事例では保護者から寄せられると予想される問い合わせへのQ&A集を作成して対応の準備を行った。
- ◆ また別の事例では、そもそも施設が保育している児童の状況を明らかにする帳簿を整備していなかったため、当該施設を利用している児童を把握することが困難であった。そのため、県庁内の他の課と連携することで、保護者に連絡を取った。

改善勧告等の措置発出について

4.改善勧告等の措置発出後の対応・取組

改善勧告を発出したあと、指導・改善事項を保育施設に伝えるだけでなく、改善にむけて保育施設にサポートを行った事例などを紹介する。

▶▶▶ 保育士等の職員配置基準違反の保育施設に対し、サポート保育従事者の紹介

- ◆ 園長1名が8名以上の園児を預かる状況を一刻も早く解消すべく、自治体からサポート保育従事者を紹介した事例がある。なお、この保育従事者は自治体職員の伝手を頼りに依頼をした。
- ◆ また、園長が早急に新たな職員を雇用できるように、具体的なアクション（保育士の求人を出す、元職員に連絡を取る等）を園長と確認し、進捗の確認を行った。

▶▶▶ 定期的な訪問の実施

- ◆ 改善勧告発出後、5日目のタイミングでフォローのために訪問し、また、3ヶ月後にも通常の立入調査とは別に訪問を行い、様子を確認した事例がある。

▶▶▶ 自治体内での事例共有

- ◆ 改善勧告等の発出は頻発するわけではなく、経験がない職員や関係者は、業務のやり方がわからなかったり、また、業務繁忙期と重なると改善勧告の発出が難しかったりする場合がある。そのため、改善勧告等の事例を職員間で共有し、自治体職員の知識習得につなげることで、その後の指導や行政処分の質を高めることをしている事例がある。

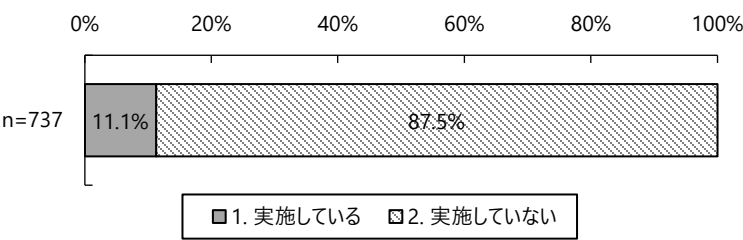
巡回支援指導事業について

1.巡回支援指導事業の実施状況

ヒアリングの他に、全国の47都道府県及び1,741市区町村を対象としてアンケートを実施し、認可外保育施設を対象とした巡回支援指導事業の実施状況を把握した。全国で巡回支援指導事業がどのように実施されているか、概況をご紹介します。

■ アンケートに回答があった737自治体のうち、11.1%が巡回支援指導事業を実施

図表1 認可外保育施設を対象とした巡回支援指導事業の実施有無（n=737）



■ 巡回支援指導員を実施している自治体では、平均3.2人の巡回支援指導員を配置

図表2 雇用形態別・巡回支援指導員数（単位：人）（n=80）

	平均値	中央値	最大	最小
1. 自治体採用（任期の定めのない常勤職員、任期付き職員、再任用職員）	2.1	1	15	0
2. 自治体採用（会計年度任用職員等の非常勤職員）	1.4	1	9	0
3. 外部委託	0.9	0	13	0
4. その他	0.1	0	4	0
合計人数	3.2	2	15	0

参考：ヒアリング対象自治体の巡回支援指導員（人数/採用形態/資格等）

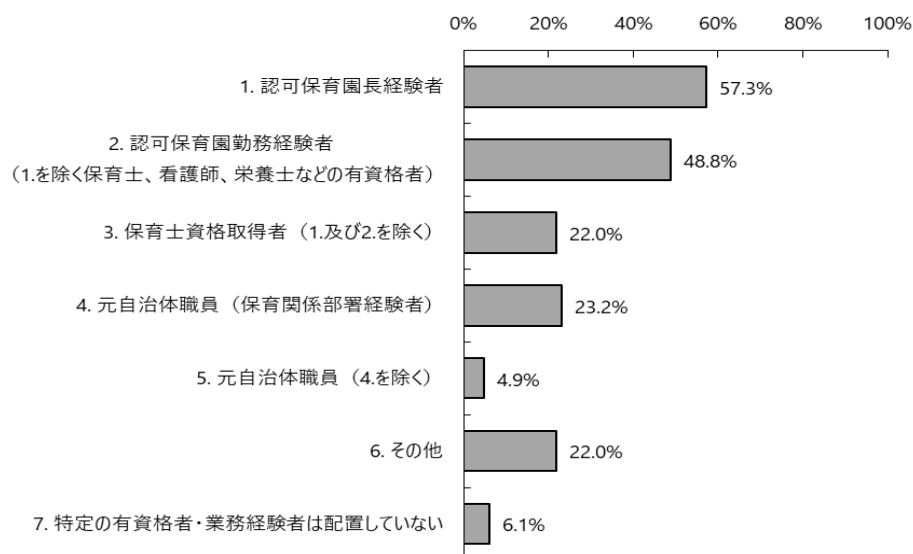
自治体名	人数	採用形態	資格等
千葉県	13名	外部委託	保育士資格取得者や福祉系（保育）大学等の教員など専門的知識及び技術を有する者
茨城県	3名	会計年度任用職員	認可保育園勤務経験者
佐賀県	1名	会計年度任用職員	元自治体職員であり、過去に保育所等への指導監督業務に5年間程度従事した経験あり
横浜市	12名	再任用職員・会計年度任用職員	保育士資格取得者、元公立保育所園長経験者、元公立保育所ネットワーク専任保育士
さいたま市	3名	再任用職員	認可保育園長経験者

巡回支援指導事業について

1.巡回支援指導事業の実施状況

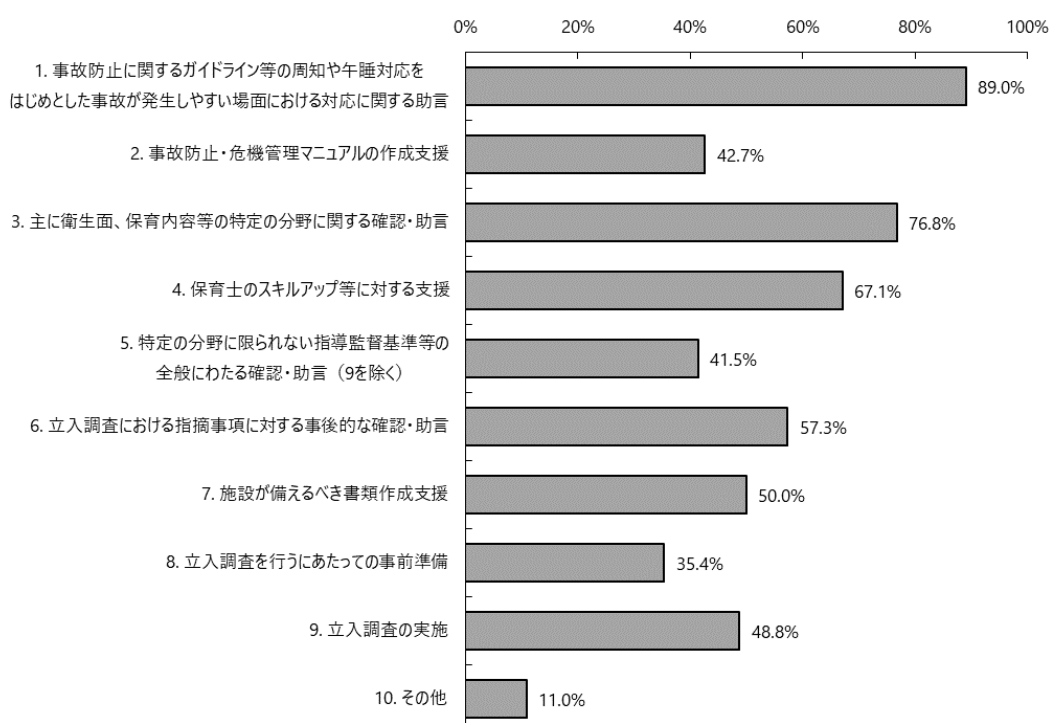
- 巡回支援指導員は「認可保育園長経験者」や「認可保育園勤務経験者」、「保育士資格取得者」など、保育に関する知識や業務経験が豊富な方が多い

図表3 巡回支援指導員の有する資格・業務経験（複数回答）



- 巡回支援指導員の実施している主な業務は、「1.事故防止に関するガイドライン等の周知や午睡対応をはじめとした事故が発生しやすい場面における対応に関する助言」、「3.主に衛生面、保育内容等の特定の分野に関する確認・助言」である。
- さらに巡回支援指導を実施している約半数の自治体で「9.立入調査の実施」も担当

図表4 巡回支援指導員の実施業務（複数回答）



巡回支援指導事業について

2.巡回支援指導員配置の効果

①改善・指摘事項の大幅改善

～保育の専門家の視点で、保育施設への指導や監査を実施～

立入調査に一般職員と保育に関して専門的な知識や経験を有する巡回支援指導員が同行し、さらに巡回支援指導員が別途巡回支援指導を行うことで、より専門的な視点から保育施設に指導・助言を行っている事例がある。

ポイント

- 保育に関して専門的な知識や経験を有する巡回支援指導員からの、複数回の具体的な指導・助言により、保育施設の指摘・改善事項が大幅に改善



佐賀県

一年間で2巡、3巡にわたる巡回支援指導を実施

佐賀県では、年度当初にまず、前年度立入調査の指摘項目等を参考に、施設ごとに指導項目を定めた上で、巡回支援指導を実施して、年度の後半で立入調査を行うというスケジュールを組んでいる。**指摘項目が多い施設に対しては、巡回支援指導を複数回実施して1年間をかけて改善を促している。**

立入調査の前に全施設に巡回支援指導を行い、**問題がある施設に関しては複数回巡回支援指導を行うことで、立入調査時までには改善しなければならない事項が少なくなる状況をつくること**ができています。

年間のスケジュールイメージ

- 6月～8月の3ヶ月かけて巡回支援指導を一巡
(凡そ一日当たり2～4施設を周り、管内の全施設を訪問)
- その後は必要に応じて、10月～11月に2回目、12月～1月に3回目の巡回支援指導を行う
- 2月以降に立入調査を実施



効果

立入調査における改善・指導件数は、令和元年度から巡回支援指導事業を開始したことに伴い、事業開始前の平成30年に比べて大幅に減少

図表 佐賀県の認可外保育施設への立入調査における改善・指導事項件数の推移

立入調査 実施年度 (年度末実施)	いわゆる認可外保育施設				事業所内保育施設				合 計			
	施設数	改善・指導 件数	1施設当たり 指導件数	対H30 (%)	施設数	改善・指導 件数	1施設当たり 指導件数	対H30 (%)	施設数	改善・指導 件数	1施設当たり 指導件数	対H30 (%)
平成30年度	35	153	4.37	100.0	46	148	3.22	100.0	81	301	3.72	100.0
令和元年度	39	123	3.15	72.1	49	85	1.73	53.9	88	208	2.36	63.6
令和2年度	38	82	2.16	49.4	44	70	1.59	49.4	82	152	1.85	49.9

(佐賀県こども未来課ご作成：令和4年2月時点)

巡回支援指導事業について

2.巡回支援指導員配置の効果

①改善・指摘事項の大幅改善

～保育の専門家の視点で、保育施設への指導や監査を実施～

ポイント

- 保育に関して専門的な知識や経験を有する巡回支援指導員からの、複数回の具体的な指導・助言により、保育施設の指摘・改善事項が大幅に改善
- 巡回支援指導員が立入調査とは別に抜き打ちの午睡調査を実施することで、事故防止に貢献
- 巡回支援指導員が一般職員に対して、保育に関する事項の見方について専門的な観点でアドバイス



さいたま市

抜き打ちの午睡調査による事故防止や施設の状況確認

巡回支援指導員を配置することで、原則として全施設を対象に、立入調査とは別日に抜き打ちで午睡調査を実施できている。各施設への訪問は巡回支援指導員2名で行っている。保育の経験がある巡回支援指導員が現地で直接指導したり、保育施設からの質問に回答したりすることによって事故防止を図っている。

また、午睡調査で巡回支援指導員が施設を訪問した際には、立入調査で指導した事項の改善状況を確認することもできる。新型コロナウイルス影響下で立入調査ができなかった施設にも午睡調査で別日に訪問することで、市として施設の概況を把握することができる。

横浜市

区の立入調査に巡回支援指導員が同行

横浜市内の18か所の区役所と連携し、立入調査を実施。立入調査は基本的に3名体制で、保育に関する部分は公立保育所園長OBであり知識や経験を有する市の巡回支援指導員が担当し、その他項目は区の事務職員2名が担当する分担としている

茨城県

市町村の立入調査に巡回支援指導員が同行

県管轄の立入調査は原則として、福祉施設の監査を担当する部署の一般職員2名と認可保育園勤務経験者である巡回支援指導員2名の計4名で実施している

立入調査の権限を移譲して完全に市町村に任せきりにするのではなく、毎年各市町村に対して県に立入調査に同行してもらいたい施設を2施設程度選定してもらい、県の巡回支援指導員がそれらの立入調査に同行し、市町村に対して立入調査のやり方の助言を行っている。また、県の巡回支援指導員が各市町村の立入調査に同行しサポートを行うことによって、市町村に権限移譲をしつつも、県内で統一した基準による指導・監査が可能になっている。さらに、立入調査のスケジュールの組み方や立入調査当日の職員の業務分担、チェックリストの紹介など、他市町村が実施している工夫・好事例を共有することができる。

巡回支援指導事業について

2.巡回支援指導員配置の効果

②保育施設との信頼関係の構築

～保育施設に寄り添い、良好な関係を構築～

保育施設の中には、自治体からの立入調査や監査に警戒感を示す施設があるが、巡回支援指導という施設に寄り添った“支援”によって、自治体からの指導や助言が保育施設側に受け入れてもらいやすくなっている事例がある。

ポイント

- 監査である立入調査と支援である巡回支援指導を切り離すことで、保育施設が安心して相談でき、事故防止や保育内容の改善等に向けた指導が浸透しやすくなる
- 認可保育園長経験者など保育の専門家である巡回支援指導員を配置することで、保育施設側の悩みに具体的な助言が可能になり、自治体が保育施設から頼ってもらえる存在に
- 毎年巡回支援指導を行うことで、巡回支援指導員と保育施設の間に信頼関係が生まれる



千葉
県

監査とは切り離れた"支援"の位置づけにより保育施設側の抵抗感を軽減

巡回支援指導については、保育施設の監査業務とは一切切り離し、あくまでも保育施設に寄り添った"支援"と位置付けている。かつては、巡回支援指導を実施したい旨を保育施設に連絡すると、監査ではないかと警戒され断られることもあったが、監査とは切り離された"支援"であると丁寧に説明することで、施設側に受け入れてもらいやすくなり、事故防止や保育内容の改善等に向けた指導が浸透しやすくなるというメリットがある。巡回支援指導員は、主に安全面の指導・アドバイスを実施している。

また、認可外保育施設は他施設との連携や繋がりが少ない施設も多く、巡回支援指導は各保育施設が困っていることを相談できる場にもなっており、好評である。

具体的には、保育施設から「巡回支援指導員に施設の不安を聞いてもらってよかった」、「重大事故が発生しやすい場面、事故防止に対しての指導が参考になった」、「改善方法について具体的に事例をあげて教えていただいた」などという声をもらっている。



さい
たま市

認可保育園長経験者の巡回支援指導員を配置

認可保育園長経験者から巡回支援指導員を選任することで、一般職員に不足しがちな経験や知見を補い、保育施設に対して適切な判断・指導・助言ができるようになる。

また保育施設側にも巡回支援指導員が認可保育園長経験者であると伝えることで、保育施設からの信頼を得やすくなり、指導や助言を施設側に受け入れてもらいやすくなる。

巡回支援指導事業について

2.巡回支援指導員配置の効果

②保育施設との信頼関係の構築 ～保育施設に寄り添い、良好な関係を構築～



横浜市

巡回支援指導員は巡回訪問と立入調査をそれぞれ実施

巡回訪問と立入調査を別日にし、それぞれ位置づけをはっきりさせていることが特徴である。
呼び方も「巡回支援指導」ではなく、「指導」という言葉を使わない「巡回訪問」とすることによって、保育施設に寄り添い、気軽な相談の場として保育施設の改善に役立っており、一つの保育施設に対して、立入調査と巡回訪問という異なるアプローチで改善を促すことができる。

横浜市では、巡回支援指導員を「保育相談員」として12名配置しており、「巡回訪問担当」と、前の項目にも示している「立入調査担当」に分かれている。

巡回訪問の対象施設は、主に特定教育・保育施設、認可外保育施設等であり、立入調査の対象施設は、認可外保育施設等である。

主な業務は以下の表のとおりである。

図表 横浜市の巡回支援指導員の主な業務

	巡回訪問	立入調査
事業開始時期	平成30年4月	平成15年4月
対象施設	特定教育・保育施設、 認可外保育施設等	認可外の保育施設
対象施設数 (令和3年4月現在)	1,426	396
訪問頻度	複数年かけて実施	年1回実施
主な業務内容	重大事故防止と保育の質の向上に関する項目についてのヒアリングや助言、施設見学	区が実施している立入調査への同行、保育に関する調査項目の確認、立入調査での指摘事項の改善の有無確認
その他	-	家庭的保育事業へ年2回の訪問
	公立保育所の民間移管園への訪問 親と子のつどいの広場への訪問	

(横浜市ご作成)

佐賀県

毎年の巡回支援指導により、信頼関係を構築

巡回支援指導員は、過去に認可外保育施設の指導監査等に従事していた経験を有しており、各施設との信頼関係が構築できている。そのため、年数を重ねるにつれて、指導を受ける施設とのコミュニケーションが円滑に進むようになっていく。

巡回支援指導事業について

2.巡回支援指導員配置の効果

③自治体職員の業務負担軽減

～一般職員の業務の一部を支援～

巡回支援指導員を配置することによって、専門的な指導や助言を可能にするだけでなく、一般職員の業務負担を軽減できている事例がある。

下記にて、「(A) 立入調査や巡回支援指導における業務負担軽減例」と書類の確認や事務作業等を含む「(B) 立入調査や巡回支援指導以外における業務負担軽減例」について紹介する。

(A) 立入調査や巡回支援指導における業務負担軽減例

巡回支援指導員に下記を任せることで、一般職員の業務負担を軽減することができる

- 立入調査における保育に関する項目の確認・指導・助言
- 権限移譲先の市町村職員への立入調査のやり方の教育
- 抜き打ちの午睡調査、無償化にむけた書類確認など巡回支援指導、巡回訪問

横浜
市

区の立入調査に巡回支援指導員が同行

横浜市内の18か所の区役所と連携し、立入調査を実施。立入調査は基本的に3名体制で、保育に関する部分は公立保育所園長OBであり知識や経験を有する市の巡回支援指導員が担当し、その他項目は区の事務職員2名が担当する分担としている



茨城
県

市町村の立入調査に巡回支援指導員が同行

県管轄の立入調査は原則として、福祉施設の監査を担当する部署の一般職員2名と認可保育園勤務経験者である巡回支援指導員2名の計4名で実施している

立入調査の権限を移譲して完全に市町村に任せきりにするのではなく、毎年各市町村に対して県に立入調査に同行してもらいたい施設を2施設程度選定してもらい、県の巡回支援指導員がそれらの立入調査に同行し、市町村に対して立入調査のやり方の助言を行っている。また、県の巡回支援指導員が各市町村の立入調査に同行しサポートを行うことによって、市町村に権限移譲をしつつも、県内で統一した基準による指導・監査が可能になっている。さらに、立入調査のスケジュールの組み方や立入調査当日の職員の業務分担、チェックリストの紹介など、他市町村が実施している工夫・好事例を共有することができる。

巡回支援指導事業について

2.巡回支援指導員配置の効果

③自治体職員の業務負担軽減 ～一般職員の業務の一部を支援～



さいたま市

一般職員と巡回支援指導員がペアになって立入調査を実施

立入調査に関しては、一般職員と認可保育園長経験者の巡回支援指導員がペアになりチームを組成している。保育に関する項目は巡回支援指導員に任せ、一般職員はその他の項目を確認する分担であるため、一人当たりの調査項目を半分程度にできている。

また、立入調査で指導をした施設には継続的に施設に出向き、フォローアップを実施している。具体的には立入調査で指導をした施設には後日改善報告書を提出してもらうこととし、改善が見られない場合や、資料が提出されない場合は、2ヶ月に1度一般職員と巡回支援指導員と一緒に継続的に現地を視察し、状況を確認・指導をしている。

抜き打ちで午睡調査を実施

巡回支援指導員を配置することで、原則として全施設を対象に、立入調査とは別日に抜き打ちで午睡調査を実施することができている。各施設への訪問は巡回支援指導員2名で行っている。保育の経験がある巡回支援指導員が現地で直接指導したり、保育施設からの質問に回答したりすることによって事故防止を図っている。

また、午睡調査で巡回支援指導員が施設を訪問した際には、立入調査で指導した事項の改善状況を確認することもできる。新型コロナウイルス影響下で立入調査ができなかった施設にも午睡調査で別日に訪問することで、市として施設の概況を把握することができる。

佐賀県

指導監督基準にはない運営面でのサポート

令和元年度には全施設を訪問し、保育無償化への対応状況を確認した。その時点でほとんどの施設が問題なく対応していたが、その後も新規に設立された施設などに対しては、巡回支援指導や立入調査時に口頭で書類整備等について困っていることはないか確認している。

巡回支援指導事業について

2.巡回支援指導員配置の効果

③自治体職員の業務負担軽減 ～一般職員の業務の一部を支援～

(B) 立入調査や巡回支援指導以外における業務負荷軽減例

下記の事務作業なども巡回支援指導員に依頼することで、一般職員の業務負荷が軽減できる

- 立入調査や巡回支援指導の日程調整
- 運営状況報告書の内容確認・とりまとめ
- 巡回支援や立入調査後の改善状況のとりまとめ
- 保育施設に提示する様式や情報発信資料の作成
- 各種マニュアルの作成
- 無償化や補助金申請の書類の確認
- 保育内容に関する問い合わせや相談への回答対応

さいたま市

立入調査がない時期も、巡回支援指導員には、認可外保育施設に関わる事務作業（立入調査の日程調整、無償化や補助金申請の書類・運営状況報告書等の保育施設からの提出書類の確認等）も依頼しており、一般職員の作業負担が大きく軽減されている。

また、市に寄せられる保育内容に関する問い合わせや相談に関しても巡回支援指導員から回答することで、一般職員の業務負荷を軽減するとともに、専門的な知識や経験に基づく助言・回答ができています。

茨城県

巡回支援指導員にはPC（WordやExcel）スキルがあるため、立入調査だけでなく、届出の受付や運営状況報告書のとりまとめ、相談の電話への対応などに加えて、調査結果の集計などを含めた認可外保育に関する業務全般を対応してもらうことができおり、必須条件ではないが、PC（WordやExcel）スキルがある方を選任することで一般職員の業務負荷を軽減がすることができる。

佐賀県

巡回支援指導員が業務と並行して、巡回支援指導実施要領、認可外関係例規集、各種ガイドライン、施設で使用する帳票様式集等のマニュアルを整備することで、巡回支援指導員が入れ替わっても業務が円滑に実施できるように準備をしている。

巡回支援指導事業について

2.巡回支援指導員配置の効果

④その他巡回支援指導員を配置することの効果やメリット

▶▶▶ 専門家によるより詳細な保育施設の状況把握

- ◆ 巡回支援指導員は立入調査を実施する一般職員と異なり、保育士資格を有する者や福祉系大学の教員等、保育に関して専門的な知見を有する者が担っている。
- ◆ そのため、立入調査では把握しきれないような些細な保育施設の変化なども気づくことができ、その報告を受けることでより詳細に県が保育施設の状況を把握できる。

千葉県

▶▶▶ 認可外保育施設の指導監督以外の活用

- ◆ 巡回支援指導員は保育の知識や経験を有するため、認可外保育施設以外の業務にも携わってもらい、貴重な専門人材の活用を限定しないようにしている。
- ◆ 具体的には、民間移管する公立保育所の移管先である法人のフォローに訪問してもらったり、他の課が実施している「親と子のつどいの広場」など、親や子どものための行政施策に関して、専門家として関わってもらったりしている。

横浜市

巡回支援指導事業について

3.巡回支援指導等の工夫・ポイント

▶▶▶ 毎年前年度の分析をし、重要指導事項を定める

- ◆ 県内の保育施設の現状に即した指導ができるよう、毎年前年度の立入調査の改善・指導事項を集計・分析し、**新年度の巡回支援指導での重要指導事項を定めている。**

佐賀県

▶▶▶ 保育施設に寄り添った具体的な指導・助言 －様式集作成－

- ◆ 施設への指導に当たっては、施設ごとの基本情報、前回立入調査の改善指導事項の改善状況報告及び施設運営のその他の確認事項等を記載した指導票を用いて確認・助言等を行っている。
- ◆ 立入調査の指導だけでは「どのように改善して良いかわからなかった」という保育施設もあったが、巡回支援指導で複数回訪問中する中で、具体的な指導を丁寧に実施することにより多くの施設で状況が改善された。
- ◆ 特に書類関係の不備がある施設に対しては、書類不備を指摘するだけでなく、それぞれの様式を提示して参考にしてもらっている。
- ◆ 具体的には、健康診断の診断書が包括的な内容しか書かれていないような場合に、より詳細な診断項目を記入できる様式を渡すことで、保育施設が新たに自分達で様式を作成する手間を軽減しつつ、改善ができるようにしている。

佐賀県

▶▶▶ 巡回支援指導事業を外部事業者へ委託し、全件ではなく優先順位をつけて実施

- ◆ 県では保育所を有していないことから保育現場の職員が存在せず、巡回支援指導員を県が直接採用する場合は、採用や指導員育成に係る時間及び費用が必要となる。このため、巡回支援指導事業を外部事業者へ委託することによって、専門知識や経験を持つ方を複数名、短期間で活用できるようになっている。

優先的に巡回支援指導の対象とする施設（千葉県）

- ベビーホテル（全施設に実施）
- 新規に設立された施設
- 前年度までに立入調査で指導を行った施設
- 巡回支援指導員から再度訪問を行いたいとの意見があった施設

千葉県

巡回支援指導事業について

3.巡回支援指導等の工夫・ポイント

▶▶▶ 巡回支援指導後のアンケート実施

- ◆ 巡回支援指導実施後には保育施設にアンケートを実施し、巡回支援指導がどう役立っているかなどを確認することで、巡回支援指導事業の改善やアンケートに回答した保育施設のその後の指導に役立てることができる。

千葉県

▶▶▶ 保育施設に寄り添ったわかりやすい情報発信

<巡回訪問つうしん>（参考資料1）

- ◆ 新型コロナウイルスの影響により、年度途中で巡回訪問が休止となったが、訪問休止の期間は、訪問に代わる事故防止の啓発として、「巡回訪問つうしん」等を発行した。訪問再開後も2か月に1回程度のペースで不定期に継続して発行している。
- ◆ 「巡回訪問つうしん」は各保育・教育施設に郵送し、横浜市のHP上にも掲載している。誰にでもわかりやすいよう、視覚的に情報を伝えることで、施設側からもわかりやすいと言ってもらえたり、園内研修の材料にもしてもらえたりしている。

<より良い保育のためのチェックリスト>（参考資料2）

- ◆ 保育者が自身の保育を見直す手立てとして「より良い保育のためのチェックリスト」などを立入調査や巡回訪問等で配布している。
- ◆ この人権擁護のためのチェックシートは、もともとは全国保育士会が作成しているが、それに保育の中で起こり得る事例を盛り込み、園内研修やセルフチェックに役立てられるよう、レイアウト等も工夫してわかりやすい内容となっている。

<事故防止と事故対応 安全安心な教育・保育環境を整えるために> (参考資料3)

- ◆ 保育・教育施設での事故防止や事故対応について職員間での共有を図り、安心・安全な環境を整えるツールとして、食事、睡眠、水遊び、散歩、災害対策などのポイントをまとめた資料「事故防止と事故対応 安全安心な教育・保育環境を整えるために」を配布したり、全施設に対して「事故防止と事故対応」の冊子を送付したりしている。

横浜市

巡回支援指導事業について

参考資料1：「巡回訪問つうしん 楽しい散歩のために編」（横浜市作成） (<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/jikotai/hoiku.html>に掲載)



子どもの命を守る

楽しい散歩のために！

巡回訪問つうしん2号

令和2年7月発行

散歩は子どもにとって身近な自然や地域社会に触れる活動です。
安全に楽しい経験になるよう保育環境づくりをしましょう。

役割分担、情報共有、連携をしましょう！

【散歩など園外保育での留意点】

- 常に子どもの人数や居場所を把握し、適宜人数確認を複数で行う
- 移動中も全員を把握できるように、誘導方法に配慮する
- 保育者の人数は、子どもの人数に対して余裕をもって配置する
- 職員間の役割分担、遊び方の共有
- 無理のない実施計画（時間・時期・場所・下見等）を立てて共有
- 保育者が運転者に向けて注意喚起をする（旗や専用のピブスなど）



【ピブス参考例】

事前に共通認識・情報共有を！

- 散歩マップでルート、危険箇所を確認し、定期的に見直しをする
- 散歩マニュアルで役割分担の確認、個々の子どもの配慮事項を共有する
- 応急処置、心肺蘇生など緊急事態への対応を共有し、危機管理訓練を実施する
- 子どもへ交通安全教育・保護者へ散歩の意義やリスクの説明をする
- ベビーカー、散歩バギーなどの安全点検（タイヤ、ブレーキ、ベルトなど）



当日の確認事項

- 人数と目的地、ルートを記録
- 公園の安全点検（遊具点検、遊具回りのごみ吸い殻等、不審者、死角、日射による高温になった遊具等）
- 人数確認（散歩前、散歩中、散歩後）を適宜行う
- 健康状態などの把握、水分補給、帰園後は石鹸で入念な手洗い



散歩における子どもの動きの特性

- 1.進級時、異年齢での活動時など嬉しくていつも以上に大きな動きになり、ケガにつながる可能性がある
 - 2.死角になることや興味関心のあるところに行くことがあり飛び出し、行方不明につながる可能性がある
 - 3.無防備に動物や不審者に近づいていくことがある
 - 4.急に走ったり、靴が脱げたり、転ぶことがある
 - 5.先のとがった物、棒切れを拾ったり、虫、木の実、小石等を持ち帰ることがある
- 以上のようなことを踏まえて散歩計画を立てましょう



リスクを想定した訓練の実施をしましょう

散歩は日常的な活動ですが、移動中、現地に到着してからなど、リスクを想定した訓練をしておきましょう

園を離れているので、困難な出来事の際は応援を必ず呼びましょう

- 1 交通事故・地震（津波・川）
- 2 置き去り、行方不明
- 3 けがでの救急対応・不審者対応



役割分担（対応、連絡、子どもの安全確保など）を決めて、実際に動いてみるのが大切です。園全体で取り組みましょう

保護者と共有しておくこと

- ・公園マップを活用して利用している公園などを保護者に周知する
- ・交通安全など、日ごろより保護者に意識してもらう
- ・保育参加などで散歩での子どもの姿を知ってもらう



すぐに使えるセットを持っていきましょう（参考）

応急セット、連絡手段（携帯電話・無線機）、ビニール袋、タオル（体を包む、拭く、覆かせる等）飲み水、缶（異常を知らせる）、着替え（敷きマット）、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、レジャーシート、保冷剤、おむつ紐、その他園毎の状況に応じて必要なものを用意しましょう



こども青少年局 保育・教育運営課
連絡先 045-671-3564



子どもの命を守る

楽しい散歩のために！ その2

巡回訪問つうしん3号

令和2年7月発行

散歩は、子どもの活発な探索活動が豊かな感覚や感性を促していく大切な活動のひとつです。それぞれの園が、散歩先や近隣の道路状況の把握、目的地での安全の確認方法など、安全で楽しい散歩をするために多くの工夫をしています。『楽しい散歩のために！ その2』では、その一例を紹介します。

～ある保育園の事例から～

事前準備と出発前

- ◆散歩マップを作成しています…公園情報を職員間で共有（トイレ・水道の有無）、AED 設置施設、危険箇所を記載。工事中の箇所はその都度伝えています。
- ◆子どもの人数・体調を職員全員で共有してから出発します
…子どもの状態にも留意（行事前、異年齢、登園時の様子など）
- ◆役割分担を確認（リーダー、全体を把握する係、保育士の立ち位置等）、職員体制が厳しい時は迷わず中止、天候によっては、無理をせず中止することもあります。
- ◆散歩ノートに記載すると共に、園に残っている職員に声を掛けています。

目的地

- ◆安全点検は…到着後すぐに行います。
（特に飲みかけのペットボトル・煙草の吸い殻・ガラス片・砂場等特に注意）
- ◆人数確認は…必ずダブルチェックを行い、数だけではなく一人ずつ遊んでいる様子も含めて確認しています。
- ◆水道のない公園に行く時は、怪我その他に備えて水を持参します。（洗浄用等）



- ☆出発前、子どもの集合写真を撮影しています
（万が一の時に子どもの服装が確認できます）
- ☆集合場所がわかるように、目印となるもの（旗）を持参しています。
- ☆他園と一緒に遊んだ時は、帽子を違う色に変えたり、遊び場所を変えています、また声を掛け合い交流したり、不審者や危険な場所の情報も伝えます。



歩いている時

◆職員間の確認と声かけ、連携を大切にしています。

- 交差点、歩道の切れ目、曲がり角では一旦停止。
自転車とすれ違う時や後ろから来た時は、職員同士声を掛け合い、止まって通り過ぎるのを待っています。
- ・横断歩道によって青信号の時間が違うので、短い場所は2列に立て渡っています。
- ・歩道を歩いている時も障害物はいる！ 植え込みの枝、電柱、側溝にも気を配っています。
- ・道路工事等で散歩ルートが途中で変える時は、園へ電話を入れています。



帰園時

～地域の人と親しくなりましょう～

散歩の行き帰りで子どもの怪我や突発事故、地震などの自然災害等で保育園へすぐに戻れないことがあるかもしれません。
そんな時は保育園に連絡を入ると共に、近隣のお店、交番に助けを求められると良いですね。緊急時に協力を仰ぎ、日ごろから地域の中で協力し合うなど顔の見える関係づくりをしっかりと安心です。

帰園後

「さあ帰りましょう！」 『これ もってかえる！』
『おみやげに する！』

子どもたちが公園で見つけた石、木の実、花など帰る時にしっかり握りしめている事ありませんか？ 手はつなげないし、転んだら手を付けません。帰園後ズボンのポケットにダンゴムシがいっぱい！ なんてことも！ そんな時、先生たちはどうしていますか？

- 虫などは一緒に写真に撮っています。「あとでうちの園に見せようね」と伝えています。（写真ブログのある園）
- お散歩バックを作っています「みんな自分で持たないでそれぞれ小さい手さのバックです」
- 「また今度会いに来ようね」って話して、こどもたちに虫を逃がしてもらいます。

帰りは遊び疲れて子どもの集中力も落ちてしまいがち。おなかもすくし…帰りの出発時には出かけるときに以上に配慮が必要ですね。
人数確認はもとより、子どもの様子をしっかりと確認しましょう。怪我はないですか？ 忘れものはないですか？ 無事に園についたら小さな怪我也報告を忘れずに！

「うちの園は散歩ノートにヒヤリハットがあったら記入しています！ すぐに情報共有できてとても便利です！」

こども青少年局 保育・教育運営課
連絡先 045-671-3564

巡回支援指導事業について

参考資料2：「より良い保育のためのチェックリスト」（横浜市作成） (<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/jikotai/hoiku.html>に掲載)

セルフチェックリスト

自分の保育の中で下記のようなかわりがないか、確認してみましょう。

	良くないと思われるかわり	チェック欄	より良いかわりへのポイント
子ども一人ひとりの人権を尊重しないかわり	苦手なことを渋っている子に、「早くやっつて、できないなら後からやろう」と思ったり、他者と比較したりなど、否定的な言葉をかける。	☐ していない ☐ している (したことがある)	保育者が子どもの頑張ろうという気持ちを奮き去りにした発言をすると、子どもは自分を否定されていると感じます。自己肯定感を育む言葉がけをしましょう。
物事を強要するようなかわり・脅迫的な言葉がけ	寝ずに話をしている子どもに対して、「外で寝るよう」に言ったり、布団をまたぎの布団と離して敷いたりする。	☐ していない ☐ している (したことがある)	午睡中に話をすることが他の子どもに迷惑であること、身体を休めることの大切を伝え、子どもが納得して行動できるように言葉がけをしましょう。
罰を与える・乱暴なかわり	子どもの人数チェックをする際、子どもの頭を手ではたきようにして人数を数える。	☐ していない ☐ している (したことがある)	子どもによっては、頭を叩かれたと感じることもあります。人数をチェックする際も、一人ひとりの顔を見ながら、丁寧に確かめましょう。
	子どもを注意する際に、「だめよ」と言って子どもの手を叩く。	☐ していない ☐ している (したことがある)	叩くという行為は虐待です。また、保育者の「叩く」という行動を子どもが真似てしまうこともあります。暴力的な行動によって指示に従わせることはやめましょう。
一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかわり	登園が遅い、服が汚れている、お風呂に入っていない、提出物の忘れなどの際、子どもに「また○○君のお母さん、忘れたの。いつも忘れちゃうね。」や「昨日お風呂に入らなかったの。」など否定的な言葉をかける。	☐ していない ☐ している (したことがある)	子どもや家庭の置かれている状況はさまざまです。保護者を否定されることで、子どもは自身の存在も否定されている気持ちになります。保護者を否定するようなことは、子どもに対して伝えないようにしましょう。
差別的なかわり	クラス全員で帰りの支度をしている時に、なかなかできない子どもに、「○○ちゃんは早くできないのね。だめな子になっちゃうよ」と言う。	☐ していない ☐ している (したことがある)	子どもの心を傷つける言葉づかい、子どもの人権を否定する行為です。また、他の子どもたちの前で保育者の意図ある発言は、子ども同士の「いじめ」につながることもあります。

※本冊子は全国保育士会が作成した「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト～「子どもを尊重する保育」のために～」の一部抜粋です。保育の中で起こりうる事例を盛り込んで作成されています。チェックリストは全国保育士会のHPに全文が記載されています。下記URLからぜひダウンロードして、園での研修などに利用してください。

全国保育士会URL: <https://www.z-hoikuushikai.com/>
(チェックリストは、全国保育士会HP内「プリント・報告書・チラシ」ページに掲載されています。)

発行：横浜市子ども青少年局 保育・教育運営課（電話：045-671-3564）

よりよい保育のための チェックリスト

～人権擁護のために～



「目標を達成するには、これをやってもらわないといけない」

「今これをやってもらわないと困る」といった思いから、

保育者主体の保育になることはありませんか？

子どもに対する熱い想い、日々の忙しさなど、保育者主体になってしまう背景は様々かもしれませんが、保育の主体は子どもです。

「これをやりたくなるようにするにはどうすればいいか」というように、

常に「子どもの目線」を考えて保育を行いましょう。

保育の専門職である保育士・保育教諭の皆さまが、保育を行う上で重要な「子どもを尊重すること」や「子どもの人権擁護」についてあらためて意識を高め、自らの保育を振り返っていただくことを目的にこのチェックリストを作成しました。

また、自らが意識せずに「子どもを置き去りにした保育」や「保育者の都合で進める保育」を行っていないか、自己点検や、園内のミーティング・研修の場などで活用し、さらなる保育の質の向上を目指しましょう。

保育士として歩み始めた人はもちろん、保育士として経験豊かな人も、一度基本を確認する材料としてこのチェックリストを活用しましょう。



横浜市子ども青少年局

子どもの動きを促すとき・止める時のポイント

子どもの動きや、手を動かすとき、引っ張ったりしていませんか？

時間がたつのは早く来よう！



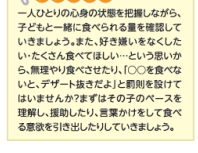
子どもは動きを無理に止めたり、動かしたりするために腕を引っ張って止めることは、脱臼等の怪我をする恐れがある、不適切な保育です。子どもの意思で活動することが大切です。

例えば、走り回っている子に対しては「こっちで遊ぶよ」と誘ったり、「走る時はここまでするよ」とルールを示してあげたり、散歩に行きたがらない子には「公園に行ったら○○遊びができるよ」と等と見通しを伝えましょう。

また、友だちをたいてしまった子に対して、痛みを数えるためにたたき止めることは、不適切な保育です。子ども同士のトラブルの際は、双方の気持ちに寄り添い、しっかりと話し合いを促し、仲立ちをしましょう。

食事についてのポイント

一人ひとりの心身の状態を確認しながら、子どもと一緒に食べる量を確認していきましょう。また、好き嫌いなくしたいたくさん食べたいという思いから、無理やり食べさせたり「○○を食べて、デザートは後だよ」と罰則を設けてはいませんか？まずはその子のペースを理解し、援助したり、言葉かけをして食べる意欲を引き出し、楽しんでいきましょう。



「こぼしてしまふから」「食べる量が少ないから」といった理由で、配膳時に勝手に食卓を出す順番や量を決定していませんか？



保護者に対する「困ったな。」について

「○○ちゃんのお母さんはいつもお迎えが遅くて困るよ」
「△△ちゃんは洋服がちゃんと着用されていないね」など、子どもの前で保護者への「困ったな。」を書いていませんか？



どんなに小さい子どもでも、保護者のことを悪く思っていることは感じます。保護者を否定されることで、子どもが自分の存在も否定される気持ちになります。子どもの前では、決して保護者のことを悪く言わないようにしましょう。また、職員間の様子も、子どもたちはよく見ています。たとえ職員間で注意し合う時も、子どもの前ではやめましょう。言葉づかいや声量などが大きすぎないか改めて気を付けましょう。

言葉かけのポイント

子どもたちに対して「片づけなさい」「何回もいったわからぬの！」など、強い口調や命令口調を使っていますか？

このような子どもたちが遠ざかることを引き合いに出していませんか？



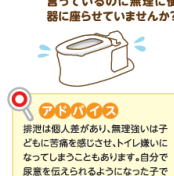
叱りつけることで言うことを聞かせようとしたり、保育者の思いどおりに動かさずとするのではなく、どうしたらいいのかわからない子どもと一緒に考えてみましょう。例えば、お片づけなどは「お人形は、お人形のおうちに連れて行くのね」と片づけの場所をわかりやすく伝えたり、一緒に片づけたりしましょう。

声量も、必要以上に大きな声になっていないか、改めて振り返っていきましょう。

排泄について

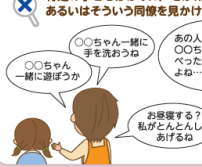
あとで濡らしてしまったら大変なもので、「出ない」と書いているのに無理に便器に座らせていませんか？

排泄は個人差があり、無理強いによって子どもが苦痛を感じ、トイレ嫌いになってしまうこともあります。自分では排泄を伝えられなくなった子であればその子の主張を尊重しましょう。濡らしてしまっても「だから言っただけよ」と叱らずに優しく、人目につかないところで対応しましょう。



子どもへの差別的な扱いについて

特定の子どもばかりに声をかけていませんか？あるいはそういう同僚を見かけませんか？



特定の子どもばかりに、偏重した声をかけたり、関わったりすることは、差別的なかわりです。「あの人はあの子だけ特別可愛がっている」となると、子どもは「あんなに可愛がられている自分は、チームとして、子どもにも不利な保育がなされるんじゃないか」という不安を感じ、周囲の仲間と相談していきましょう。

施設で掲げる目標達成について

子どもの健やかな発達を促すために、「卒園するまでに○○できるような」といった目標を掲げるのはもちろん大切なことです。しかし、それを達成するために、子どもの個々の発達状況や意思を確認しながら、無理を強いてはいませんか？ 体への負担の仕方、声かけの量・言葉づかい、本人の人権への配慮、差別に陥っていないか、改めて確認していきましょう。また、保育所保育指針や幼稚園教育要領など、施設・保育者の職能においても、保育の計画やカリキュラムは子どもの発達や生活の状況に応じて、柔軟な保育・教育を行うことと示されています。みなさんの施設の計画・カリキュラムは、いかがでしょうか？



巡回支援指導事業について

参考資料3：「事故防止と事故対応 安全安心な教育・保育環境を整えるために」 (横浜市作成)

(「事故防止と事故対応」の冊子は<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/jikotaio/hoiku.html>に掲載)

令和3年度 巡回指導資料

事故防止と事故対応 安全安心な教育・保育環境 を整えるために ～ 職員用 ～

この資料は、安全安心な保育環境を整えるための事故防止・事故対応のポイントです。
職員間で話し合い、共有することによって立てていただきたく作成しました。会議、園内研修等に活用ください。

保育所 保育指針 (第3章より抜粋)

1 食事のポイント

食事の事故は主に「誤嚥」と「アレルギー誤食」が挙げられます。それぞれの場面に合わせて事故防止のポイントを職員の間で確認していきましょう。

(1) 誤嚥防止

子どもの年齢、月齢によらず器用さや食べる食材が変化することもあります。当日の体調なども子どもの情報を共有していきましょう。

ア 食料盛り、調理方法、及び提供時の留意点

調理員、保育士間の連携
大きさ、形状、食感が飲み込みにくい

イ 食事の補助の留意点

ゆったりとした器用さの中で落ち着いて食べることができる環境
子どもの意思に基づいたタイミングの配慮
器内に合った一口の量に調整
飲み込む補助
食べ物を飲み込んだことの確認
椅子に合ったテーブルと椅子の高さ
熱くならないよう温度に配慮
飲み込み、戻りやすさの時に詰まりやすいので注意

(2) アレルギーの誤食防止

給食が提供されるまでには多数の人が関わります。それぞれの段階でミスが起こる可能性があります。どこかで気づくには、どうすればよいと考えましょう。

ア 園、保護者、医師とで、誤食防止の正しい理解と連携

食物アレルギーの対応は、医師の指示に基づいて行い、その内容を全職員で共有（アレルギー検査と対応マニュアル等）
保護者との相互理解による誤食防止の徹底

2 睡眠のポイント

教育・保育施設において、睡眠中の死亡事故が毎年起こっています。常に子どもの体調を把握し変化にすぐに対応できるようにしましょう。

(1) 睡眠中、寝に子どもの状態の把握

体調等、いつもと違う様子はないか確認
寝る中には寝ていないか確認
プレスチェックの確実な実施（0歳児 5分 1歳児 10分）
常に体位に留意（医師の指示以外はおむつ履き基本）
顔色、呼吸の様子に注意（驚愕・息を止める時にゼイゼイ音がする、鼻づまり）
熱感に留意（体に触れて体温を感じる・発汗等）

(2) 安全な睡眠環境の整備

室温、湿度、換気に留意
室内の照明は明るすぎないよう調整
布団に「ぬいぐるみ」「おもちゃ」「タオル、コード等のひも状の物」などないか確認

3 水遊び、プール遊びのポイント

水遊び時の事故は死亡事故に繋がります。事故防止のチェックポイントを職員の間で確認していきましょう。また、事前に事前点検の状況、状況に応じて事故防止の対策も大切です。

(1) 安全な状態での水遊び、プール遊び

児童の健康状態の把握
監視体制が整わない場合は中止
監視者は必ず専任の担当を配置し役割分担を明確化
時間的余裕を持ったプール遊びの実施
事故についての知識を共有
事前点検の記録を保管

4 散歩のポイント

書きの事故の要因はヒューマンエラーによるものが多く、防ぐ方法を職員同士で共有していきましょう。

(1) 行方不明、置き忘れ防止

常に子どもの人数や場所を把握し、適宜人数確認を徹底して実施
移動中も全員を把握できるように役割分担
散歩先の状況確認、安全点検の実施
職員間で公園内の遊び方、役割分担を共有

(2) 交通事故、怪我、災害時の対応

事故対応時のフロー図の確認
散歩中の避難場所の確認
園との連絡方法を確認

5 誤食防止のポイント

大きさや食材の種類、調理方法など子どもの成長・発達に合わせて整えることは誤食防止の大切な点です。職員同士で態度を上げて適切な環境を整えていきましょう。

(1) 玩具類

発達に合った玩具の選択
年齢が揃った場合は、玩具やコーナー設定など安全面での工夫や点検
マグネット、シール、ビーズやテープ等使用面の確認
製造時や水の検査を口に入れていないか注意

(2) 薬品類

薬品、洗剤、肥料の管理を徹底
子どもの手の届く場所に置かない

6 保健衛生管理のポイント

集団生活では、衛生管理が大切です。園内やクラス内で確認を徹底し、感染防止を徹底していきましょう。

(1) 感染症予防の取組

咳、下痢等の適切な処置を職員間で確認、対応訓練の実施
おむつ交換は手洗い実施

7 事故防止予防のポイント

職員間の共有は重要ですが、事故に防止するためにマニュアルの確認や改善をするなど、環境を高めることも必要です。改善は事故後の対応や予防の観点から行いましょう。

(1) 事故予防、対応マニュアルを職員間で共有

--

(2) 事故発生時の初動の連絡体制の確認

--

(3) 命とりハットや事故事例について職員間で共有、改善（※事故の手続きを覚えること）

--

(4) 緊急、心療科に関する研修の受講

--

8 災害対策のポイント

災害時の対応、役割分担を定期的確認し、的確な対応や実施が行えるように日頃から備えておきましょう。

(1) 災害対策

非常時時に必要な設備、備品を職員間で確認
役割分担、役割対応（アレルギー児等）の共有、避難や火災訓練の実施

9 その他の安全管理のポイント

常に危険に対する態度を高めることが大切です。危険な箇所はないか職員全員で意見を出し合い確認しましょう。

(1) 施設内に危険箇所、危険につながる恐れがある箇所がないか確認

死角の有無
転倒の危険性のある家具
落下する危険性のある移動物
室内の玩具等の散乱状況（おもちゃ、布、ぬいぐるみ、ブロック等）の確認
壁面の状況・・・コンセント、釘等突出物等
床、扉の状況・・・カーペットなど敷物（滑る、ぬぐれ）、床の隙間、扉の隙間（ドアの隙間）
家具の管理・配膳の仕方を全職員で共有
万が一からの不審者の侵入や、園児の飛び出し防止の対策

ご参考:改善勧告等を発出した個別事例紹介

本事例集の「II 改善勧告等の発出について」をまとめるにあたって、改善勧告・公表・事業停止命令を実際に発出した個別事例について、その事例が起きた自治体にヒアリングを実施した。実際の事例から、どのような流れでどのような判断があり改善勧告等の発出まで至ったか、をご紹介します。

1.改善勧告の事例

事例の概要

4月

- 匿名で県及び市に対して、「園長1人が10人以上の園児を1人で保育している」旨の情報提供があった。
- 事前通告なしで、特別立入調査を実施。職員配置及び児童数等について確認したところ、**児童8名に対し園長1名で保育を行っていた。**
- 特別立入調査の翌日、1か月後を期限に改善勧告を実施。改善勧告と併せ、「保育従事者雇用までは、保育をサポートする者を臨時的に確保し、園長1名で児童を保育する危険を回避する措置を早急にとること」「勧告後、県が定期的に施設を訪問し、状況を確認すること」を通知。
- 職員が園を訪問し、当面の間のサポート保育従事者2名を紹介。**併せて、職員体制を早急に整えるよう伝達。

5月

- 改善状況報告の提出があり、保育従事者2名を雇用したことが報告された。同日、立入調査を実施し、改善が図られていることを確認。

改善勧告に至るまでの対応

判断のポイント

保護者からの通報を受けて、緊急の立入調査を実施。立入調査は県と市の職員が一緒に行った。**複数児童に対し保育従事者が1名しかいない状況は、子どもの安全確保のために緊急を要する事態であると判断**し、改善勧告の発出を決定した。

改善勧告発出に向けた自治体内の調整

立入調査を行った当日のうちに、庁内での調整を行い、翌日には改善勧告を発出した。

上記を行うにあたって、通常は改善勧告に対する改善状況報告の回答期限を1ヶ月以内とするが、本件は子どもの安全に係る緊急性の高い案件であったため、回答期限を早めることを検討した。法律上問題がないのかの判断が必要であったため、県が契約をしている法律事務所にも相談を行い、判断を仰いだ。

本件では利用者の保護者や児童への対応は特に発生しなかったが、市町に対し、改善勧告後も改善が見られず施設閉鎖命令や事業停止命令の処分になった場合は、児童の受入先の調整を依頼したい旨を事前に伝え、連携を図った。

ご参考:改善勧告等を発出した個別事例紹介

1.改善勧告の事例

改善勧告発出後のフォロー

サポート保育従事者の紹介

園長1名が8名以上の園児を預かる状況を一刻も早く解消すべく、県からサポート保育従事者を紹介した。なお、この保育従事者は当時の県庁職員の伝手を頼りに依頼をした。

職員探しのサポート

園長が早急に新たな職員を雇用できるように、具体的なアクション（保育士の求人を出す、元職員に連絡を取る等）を園長と確認し、進捗の確認を行った。

定期的な立入調査の実施

改善勧告発出後、5日目のタイミングでフォローのために訪問し、また、3ヶ月後にも通常の立入調査とは別に訪問を行い、様子を確認した。

ご参考:改善勧告等を発出した個別事例紹介

2.公表の事例

事例の概要

11月

- ・ 預かり児童の怪我に係る苦情が県に寄せられる。

12月

- ・ 当日通告により、特別立入調査を実施。
- ・ 特別立入調査から5日後、改善勧告を実施。

1月

- ・ 県による立入調査を実施し、改善がなされていないことを確認。
- ・ 勧告に従わなかった旨の公表を実施。

2月

- ・ 保育施設から1月末廃止として認可外保育施設廃止届が提出される。

上記苦情が寄せられる前から、過去数年間にわたって文書指導を繰り返している施設であった。

改善勧告に至るまでの対応

判断のポイント

この事例に対応した県では、改善勧告等の発出にあたっては、判断基準等について特段ルール化はしていない。

本事例については、過去複数年において指摘事項の多い施設であり、指導事項の改善が見られなかった。また、利用児童保護者から安全管理及び衛生管理に疑義がある旨連絡を受け実施した特別立入調査において、過去の立入調査と比較して大幅に状況が悪化していることが確認された。

例えば、安全対策として子どもが外に出ないように窓にカギをつける、柵をつける、物品の落下防止策を講じることなどの指導をした際に、その時は設備を取り付けたり対策を講じたりしても、数年後その設備が壊れたまま放置されて対応がされないといった状況があった。

複数年にわたり指導をしたが、当初のころは一部改善も見られたものの徐々に改善もされなくなった。設置者一人で運営されていたため、手が回らない印象であり、児童の安全や身体生命に関わるような重大な問題について、今後改善が見込めないと判断し改善勧告を実施することとした。

改善勧告発出に向けた自治体内の調整

保育施設が所在する市に対して改善勧告の実施について通知した。

また、当時確認できた継続的に利用している児童は1名（その他一時利用児童がごく少数あり）であった。

ご参考:改善勧告等を発出した個別事例紹介

2.公表の事例

公表に至るまでの対応

判断のポイント

改善勧告に従わず、児童の福祉に不適當な保育が継続していたため、利用者保護の観点から注意喚起をする必要があると判断した。

特に利用者保護者からの苦情の内容が子どもの安全面に関わることであり、**虐待や怪我など子どもの身体生命に直接関わるような問題がある施設に対しては特に厳しく指導をしていく必要がある**との考え方から、改善勧告でも改善しない施設に対してより強い措置に踏み切る必要性を感じた。

公表に向けた自治体内の調整

保育施設が所在する市に対して勧告に従わなかった旨の公表の実施について通知した。

施設が保育している児童の状況を明らかにする帳簿を整備していなかったため、当該施設を利用している児童を把握することが困難であった。そのため、県庁内の他の課と連携することで、保護者になんとか連絡を取ることができた。

利用児童居住地の児童福祉担当部署に勧告に従わなかった旨の公表の実施及び今後事業停止命令等を行う可能性について情報提供を行い、保護者から児童の今後の処遇について相談があると思う旨を伝え、対応を依頼した。

対保護者・園児とのコミュニケーション

当時確認できた継続的に利用している児童は1名であり、保護者に対して当該施設について、勧告に従わなかった旨を公表することを事前に伝え、また、今後の保育サービス等の利用については、居住自治体の児童福祉担当部署と相談するように伝えた。

ご参考:改善勧告等を発出した個別事例紹介

3.事業停止命令の事例

事例の概要

当該施設は、設置当初から設置届の添付書類の提出がなかなかされない、期限までの運営状況報告書の提出がない等、要注意と認識している施設であった。また、立入調査の結果、保育士等の配置基準違反など多数の項目の文書指導を行ったが期日までに改善報告書の提出がなく、その後も繰り返し督促したが提出がなかった。

約2年にわたり文書指導や庁舎での面会などの指導を続けていたが、設置者に改善の意思が見られず、やり取りの中で夜間に保育従事者1名で複数の乳幼児の保育をしていると確認がとれ、より強い指導が必要であると判断した。

3月

- 改善勧告の発出。

4月

- 期限までに改善勧告に対する是正改善の状況についての報告がなかったため、夜間に事前通告なしでの特別立入調査を行ったところ、**無資格者1名で複数の乳幼児を保育している**現場を確認した。

5月

- 改善勧告に対し改善がされないため児童福祉法第59条第4項に基づき公表。

8月

- 公表後、改善状況を確認するため事前通告なしでの特別立入調査を2回実施したが、無資格の保育従事者1名で複数の乳幼児を保育している現場を確認し、事業停止命令の行政処分とした。

事業停止命令後、当該保育施設から廃止届が提出された。

改善勧告に至るまでの対応

判断のポイント

当該施設は設置届提出の時から必要書類の提出がなかなか行われず、運営状況報告の提出もなかった。また、**立入調査により多数の項目の文書指導を行った後も、改善に向けた対応が全く見られず、より強い指導が必要であると判断**した。

指導の中で、夜間は保育従事者1名で複数の乳幼児を保育しているとの情報があり、ただの保育従事者不足ではなく、**1名で複数の乳幼児の保育は児童の安全や身体生命に関わる非常に危険な状態であると判断**し、改善勧告を発出することとした。

改善勧告発出に向けた自治体内の調整

県は一部の市町村に権限移譲しており、改善勧告までは市町村の事務という整理だったが、改善勧告後の公表、事業停止等は県の事務となることから、改善勧告の前に県と市が合同で立入調査を実施し、改善勧告の内容についてすり合わせを実施した。この時点では利用者の保護者や園児への対応は特に発生しなかった。

ご参考:改善勧告等を発出した個別事例紹介

3.事業停止命令の事例

公表に至るまでの対応

判断のポイント

改善勧告後、1か月後の回答期限までに当該施設から改善状況の回答がなかった。指摘事項には夜間に保育従事者1名で複数の乳幼児を保育しているという重大な違反も含まれていたため、夜間に県及び市で事前通告なしでの特別立入調査を行ったところ、無資格の保育従事者1名で複数の乳幼児を保育している現場を確認した。

その後、すぐに設置者を呼び出し直接指導したところ、改善の意思を示したため、1週間程度の時間を与えたが**具体的な改善策が示されず、次の段階の行政処分が必要と判断**し県が公表を行った。

公表に向けた自治体内の調整

夜間の特別立入調査の結果を庁内で共有した。

県は施設から利用者名簿を入手し、利用者が居住する市町村の担当部署に対し、利用者から転園の相談がある可能性を伝え、その場合には対応してもらえるように依頼した。（実際には市町村に転園の相談はなかった。）

また、公表を行う前に、他自治体の公表事例を確認した。特にどのように利用者へ対応したか、利用者の受け入れ先確保のポイントや公表の手続きなどを他自治体に電話等で確認し参考にした。

対保護者・園児とのコミュニケーション

児童福祉法に基づく公表をしたことを利用者に書面で通知した。書面には、利用者が転園の相談やその他問い合わせをスムーズに行えるよう、県と市の担当部署の連絡先をそれぞれ記載し、県と市では保護者から寄せられると予想される問い合わせへのQ&A集を作成して対応の準備を行った。（結果的にはほとんど連絡がなかった。）

ご参考:改善勧告等を発出した個別事例紹介

3.事業停止命令の事例

事業停止命令に至るまでの対応

判断のポイント

公表後、改善状況を確認するため、2回抜き打ちの特別立入調査実施したが、改善勧告で指摘した項目の一部の改善は見られたが、**保育従事者不足や、夜間の保育体制の改善が見られなかった。**また、**多くが未改善であるにもかかわらず、改善済みのように施設ホームページで公開**していた。

1名で複数の乳幼児を保育するという児童の安全に関わる重大な違反が改善されない状況であり、事業停止命令に先立ち提出された弁明書の記述にも虚偽内容が散見され、**改善の見通しが立たない状況であると判断**し事業停止命令を発出した。

事業停止命令に向けた自治体内の調整

公表を行う時点で、改善が見られなければ事業停止または施設閉鎖命令を行うとの方針を固め、法に基づき児童福祉審議会の意見を聴いたところ事業停止が適当との答申があったことから事業停止命令を行った。

県警との連携

当該施設は事業停止命令後も営業し続ける可能性があったため、事前に県警に相談をした。

事業停止命令を手交する際に県警に同席してもらうことで、施設設置者には事態の深刻さが伝わったようで態度が変わった。県警との連携は有効な手段であると感じた。

対保護者・園児とのコミュニケーション

公表時と同様に利用者には事業停止命令をした旨の通知を書面で行った。

認可外保育施設指導監督 みんなはどうしてる？
令和4（2022）年3月

発行 厚生労働省 子ども家庭局 総務課 少子化総合対策室
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

※本リーフレットは令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「認可外保育施設に対する指導監督の質の向上等に関する調査研究」（株式会社野村総合研究所）の一環として制作されました。